

議事日程(第3号)

平成24年9月14日 午前9時00分開議

日程第1 各常任委員会・決算審査特別委員会付託議案審査結果報告

1) 総務常任委員会付託議案(4件)

議案第44号 木城町税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第46号 宮崎県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

議案第53号 平成24年度木城町一般会計補正予算(第2号)(関係部分)

議案第56号 平成24年度木城町介護保険特別会計補正予算(第1号)

2) 産業建設常任委員会付託議案(4件)

議案第45号 道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

議案第53号 平成24年度木城町一般会計補正予算(第2号)(関係部分)

議案第54号 平成24年度木城町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)

議案第55号 平成24年度木城町下水道事業特別会計補正予算(第2号)

3) 決算審査特別委員会付託議案(6件)

議案第47号 平成23年度木城町一般会計歳入歳出決算認定について

議案第48号 平成23年度木城町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第49号 平成23年度木城町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第50号 平成23年度木城町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第51号 平成23年度木城町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第52号 平成23年度木城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第2 議案第57号 教育委員会委員の任命について

日程第3 意見書の提出

発議第3号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書(案)

日程第4 意見書の提出

発議第4号 二次医療圏設定変更に関する意見書(案)

- 日程第5 議員派遣の件
日程第6 常任委員会委員長・議会運営委員会委員長・特別委員会委員長報告
日程第7 各委員会の閉会中の調査
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 各常任委員会・決算審査特別委員会付託議案審査結果報告
- 1) 総務常任委員会付託議案(4件)
- 議案第44号 木城町税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第46号 宮崎県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
議案第53号 平成24年度木城町一般会計補正予算(第2号)(関係部分)
議案第56号 平成24年度木城町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 2) 産業建設常任委員会付託議案(4件)
- 議案第45号 道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
議案第53号 平成24年度木城町一般会計補正予算(第2号)(関係部分)
議案第54号 平成24年度木城町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)
議案第55号 平成24年度木城町下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 3) 決算審査特別委員会付託議案(6件)
- 議案第47号 平成23年度木城町一般会計歳入歳出決算認定について
議案第48号 平成23年度木城町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第49号 平成23年度木城町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第50号 平成23年度木城町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第51号 平成23年度木城町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
議案第52号 平成23年度木城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第2 議案第57号 教育委員会委員の任命について
- 日程第3 意見書の提出
- 発議第3号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書(案)
- 日程第4 意見書の提出
- 発議第4号 二次医療圏設定変更に関する意見書(案)
- 日程第5 議員派遣の件

日程第6 常任委員会委員長・議会運営委員会委員長・特別委員会委員長報告

日程第7 各委員会の閉会中の調査

出席議員（10名）

| | |
|------------|------------|
| 1番 後藤 和実君 | 2番 堀田 廣幸君 |
| 3番 原 博君 | 5番 税田 輝房君 |
| 6番 神野 源生君 | 7番 山田 秋吉君 |
| 8番 宮崎 勝正君 | 9番 中竹 義一君 |
| 10番 中村 一也君 | 11番 甲斐 政治君 |

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

| | |
|-------------|---------------|
| 事務局長 中村 宏規君 | 議事調査係長 鍋倉 貴行君 |
| 書記 眞崎 哲子君 | |

説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|--------------|--------|--------------|--------|
| 町長 | 田口 晃史君 | 副町長 | 半渡 英俊君 |
| 教育長 | 小野 順章君 | 総務課長 | 横田 学君 |
| 財政課長 | 田中 義彦君 | 会計管理者 | 加藤 伸一君 |
| 企画課長 | 淵上 達也君 | 環境整備課長 | 間吉田辰郎君 |
| 教育課長 | 長友 英親君 | 税務課長 | 伊藤 章君 |
| 福祉保健課長 | 石井 雄二君 | 町民課長 | 橋本未知男君 |
| 産業振興課長 | 中井 諒二君 | 監査委員 | 桑原 正憲君 |

午前9時00分開議

○事務局長（中村 宏規君） 皆様、おはようございます。議会の開会に先立ち、ご案内いたします。携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにされるか、電源をお切りくださるようお願いいたします。今一度、ご確認ください。

それでは、皆様、ご起立ください。一同、礼。おはようございます。ご着席ください。

○議長（甲斐 政治） おはようございます。定刻になりました。ただいまの出席議員は10名です。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、追加提出の議案が2件ありましたので、昨日開催いたしました議会運営委員会で協議の上、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1. 各常任委員会・決算審査特別委員会付託議案審査結果報告

○議長（甲斐 政治） 日程第1、各常任委員会・決算審査特別委員会付託議案審査結果報告を行います。

まず、総務常任委員会付託議案4件、議案第44号木城町税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第46号宮崎県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、議案第53号平成24年度木城町一般会計補正予算（第2号）関係部分、議案第56号平成24年度木城町介護保険特別会計補正予算（第1号）、以上4件について、総務常任委員会の審査結果報告を登壇の上、求めます。委員長、山田秋吉君。7番。

○総務常任委員会委員長（山田 秋吉君） 委員会の審査報告をいたします。

平成24年度第4回木城町議会定例会において、総務常任委員会に付託されました事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告を行います。

審査期日は、9月11日から9月12日までの2日間、総務常任委員会室において、委員5名の全委員が出席し、町長部局の課長以下関係職員、教育委員会においては、教育長、教育課長以下関係職員の出席を求め、議案の説明を受け、慎重に審査を行いました。

まず、議案第44号木城町税条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決です。

次に、議案第46号宮崎県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、原案可決です。

次に、議案第53号平成24年度木城町一般会計補正予算（第2号）関係部分、原案可決です。所管課より説明を受け、質疑を行いました。特別な報告事項はありません。

次に、議案第56号平成24年度木城町介護保険特別会計補正予算（第1号）、原案可決です。所管課である福祉保健課より説明を受け、質疑を行いました。特別な報告事項はありません。

以上で、議案の総務委員会付託案件の審査結果の報告を終わります。

○議長（甲斐 政治） 以上で、総務常任委員長の報告は終わりました。

次に、産業建設常任委員会付託議案4件、議案第45号道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、議案第53号平成24年度木城町一般会計補正予算（第2号）関係部分、議案第54号平成24年度木城町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）、議案第55号平成24年度木城町下水道事業特別会計補正予算（第2号）、以上、4件について産業建設常任委員

会の審査結果報告を登壇の上、求めます。委員長、税田輝房君。5番。

○産業建設常任委員会委員長（税田 輝房君） 産業建設常任委員会に付託されました事件は、4件でございます。審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告いたします。

議案第45号道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決でございます。

議案第53号平成24年度木城町一般会計補正予算（第2号）関係部分、原案可決でございます。

議案第54号平成24年度木城町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）、原案可決でございます。

議案第55号平成24年度木城町下水道事業特別会計補正予算（第2号）、原案可決でございます。

付託議案中、主な審査の内容について報告をいたします。

議案第53号について、まず企画課関係ですが、商工振興費として、商工会歳末大売出し共通商品券発行助成金1,000万円、ふるさとまつり実行委員会補助金増額分として93万円が計上されております。

商品券の発行については、今年度8月に実施されておりますが、町民に幅広く購入していただいたとのことであり、2回目の実施ということで今後事業の効果が期待されるところであります。

次に、観光総務費ですが、みやざきから東日本へ感謝を届ける市町村支援事業を行うということで、県補助金300万円により、本町では、宮城県名取市にて、木城えほんの郷の事業を臨時開設、および商工会によるKK麺振る舞いなどを行うということであります。

続いて、環境整備課です。住宅建設費として、設計委託、工事費で2,900万円が計上されており、これは第2立山住宅として20坪程度の平屋建て3戸を建設するということであります。

委員より、立地について災害に対する安全性についての確認があり、十分考慮し対応するという回答でありました。

次に、議案第54号では、水道管理費として荒神松線配水管布設工事費690万円が計上されております。

次に、議案第55号では、下水道建設費として立山地区汚水枝線布設がえ工事280万円が計上されており、これは立山住宅建設に伴う移設費ということであります。

以上、審査の結果報告といたします。

○議長（甲斐 政治） 以上で、産業建設常任委員長の報告は終わりました。

ただいまより、1議案ごとに質疑を行います。

まず、議案第44号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第45号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第46号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第53号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第54号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第55号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第56号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

以上で、各常任委員会付託議案に対する質疑を終わります。

次に、決算審査特別委員会付託議案6件、議案第47号平成23年度木城町一般会計歳入歳出決算認定について、議案第48号平成23年度木城町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第49号平成23年度木城町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第50号平成23年度木城町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第51号平成23年度木城町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第52号平成23年度木城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、以上、6件について、決算審査特別委員会の審査結果報告を、登壇の上求めます。委員長、原博君。3番。

○決算審査特別委員会委員長（原 博君） 委員会審査報告をいたします。

本委員会に付託されました議案は、審査の結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第76条の規定により報告します。

議案第47号平成23年度木城町一般会計歳入歳出決算認定について、認定。

議案第48号平成23年度木城町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定。

議案第49号平成23年度木城町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について認定。

議案第50号平成23年度木城町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定。

議案第51号平成23年度木城町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定。

議案第52号平成23年度木城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認定。

委員会審査の経過を報告します。

決算審査特別委員会に付託された議案6件について、委員10人全員により、町長及び担当課長に資料の提出と出席を求め、審査しました。

まず、平成23年度木城町一般会計歳入歳出決算に関しては、歳入面では、町税や住宅使用料を始めとした各種使用料などの収入未済額、不納欠損額等の収入状況について、歳出面では、主要事業成果表の中から、町営バスの運行状況、口蹄疫埋立地の件、学力向上サポーターの効果等について、また、財産管理の面から所有権移転の未登記状況についてなどの質疑がありました。

ほかの特別会計においても慎重に審議し、事業効果の程度や翌年度以降の予算の執行に参考となる情報及び判断材料を得ることができ、意義ある審査が行われました。

執行部からは、質疑に対し、丁寧な回答をいただきましたが、説明資料の主要事業成果表等について、提出後に、複数の誤りが発見され、差しかえや正誤表の配付を行う必要が生じました。

今後、議会に対する提出資料については、十分なチェックを行い、安易な誤りがないように注意していただくことを要望し、報告を終わります。

○議長（甲斐 政治） 以上で、決算審査特別委員長の報告は終わりました。

ただいま、決算審査特別委員会委員長より報告のありました議案第47号から議案第52号に至る6議案については、全員によって審査いたしましたので、質疑は省略したいと思います、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） ご異議なしと認めます。したがって、議案第47号から議案第52号に至る6議案の質疑については、省略することに決定いたしました。

ただいまより、委員会付託議案の13議案について、議案番号順に従い、討論、採決を行います。

なお、採決は、起立によることといたします。

まず、議案第44号木城町税条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は、委員長の報告のとおり、決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第45号道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する産業建設常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は、委員長の報告のとおり、決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第46号宮崎県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は、委員長の報告のとおり、決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第47号平成23年度木城町一般会計歳入歳出決算認定について、本案に対する決算審査特別委員長の報告は認定とするものであります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。したがって、本案は認定することに決定いたしました。

次に、議案第48号平成23年度木城町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、本案に対する決算審査特別委員長の報告は認定とするものであります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。したがって、本案は認定することに決定いたしました。

次に、議案第49号平成23年度木城町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、本案に対する決算審査特別委員長の報告は認定とするものであります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。したがって、本案は認定することに決定いたしました。

次に、議案第50号平成23年度木城町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、本案に対する決算審査特別委員長の報告は認定とするものであります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は、委員長の報告のとおり、

認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。したがって、本案は認定することに決定いたしました。

次に、議案第51号平成23年度木城町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、本案に対する決算審査特別委員長の報告は認定とするものであります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。したがって、本案は認定することに決定いたしました。

次に、議案第52号平成23年度木城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、本案に対する決算審査特別委員長の報告は認定とするものであります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。したがって、本案は認定することに決定いたしました。

次に、議案第53号平成24年度木城町一般会計補正予算（第2号）、本案に対する総務常任委員長、産業建設常任委員長の報告は、ともに原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は、両委員長の報告のとおり、決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。したがって、本案は両委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第54号平成24年度木城町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）、本案に対する産業建設常任委員長の報告は、原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は、委員長の報告のとおり、決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第55号平成24年度木城町下水道事業特別会計補正予算（第2号）、本案に対する産業建設常任委員長の報告は、原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は、委員長の報告のとおり、決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第56号平成24年度木城町介護保険特別会計補正予算（第1号）、本案に対する総務常任委員長の報告は、原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は、委員長の報告のとおり、決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第2. 議案第57号

○議長（甲斐 政治） 日程第2、議案第57号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

本案に対する質疑は終了しておりますので、ただいまより討論、採決を行います。

なお、採決は起立によって行います。

本件に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は同意することに決定いたしました。

日程第3. 発議第3号

○議長（甲斐 政治） 次に、日程第3、意見書の提出、発議第3号地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書（案）が、山田秋吉君外3名から提出されております。

発議第3号地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書（案）を議事調査係長に朗読いたさせます。

○議事調査係長（鍋倉 貴行君） 朗読いたします。

地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書（案）。

地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減は、我が国のみならず地球規模の重要かつ喫緊の課題となっており、森林のもつ地球環境保護、国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保持など「森林の公益的機能」に対する国民の関心と期待は大きくなっている。

また、我が国は京都議定書において、第1約束期間である平成20年から平成24年までの間に、温室効果ガスを6%削減することが国際的に義務づけられているが、そのうち3.8%を森林吸収量により確保するとしている。

このような中、「地球温暖化対策のための税」が平成24年10月に導入される一方、「森林吸収源対策などの地球温暖化対策に関する地方の財源確保」については、「平成24年度税制改正大綱」において、「平成25年度実施に向けた成案を得るべく更に検討を進める」とされている。

もとより、地球温暖化防止をより確実なものとするためには、森林の整備・保全等の森林吸収源対策や豊富な自然環境が生み出す再生可能エネルギーの活用などの取り組みを、山村地域の市町村が主体的・総合的に実施することが不可欠である。

しかしながら、これら市町村では、木材価格の暴落・低迷や林業従事者の高齢化、後継者不足など厳しい情勢にあり、森林吸収源対策などの地球温暖化対策に取り組むための恒久的・安定的な財源が大幅に不足している。

よって、下記の事項の実現を強く求めるものである。

記。

二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を有する森林の整備・保全等を推進する市町村の役割を踏まえ、「地球温暖化対策のための税」の一定割合を、森林面積に応じて譲与する「地方財源を確保・充実する仕組み」を早急に構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成24年9月、宮崎県木城町議会。

内閣総理大臣、野田佳彦殿、総務大臣、川端達夫殿、財務大臣、安住淳殿、農林水産大臣、郡司彰殿、環境大臣、細野豪志殿、経済産業大臣、枝野幸男殿、国家戦略担当大臣、古川元久殿、衆議院議長、横路孝弘殿、参議院議長、平田健二殿。

以上です。

○議長（甲斐 政治） 議事調査係長の朗読が終わりました。

発議第3号について、提出者、7番、山田秋吉君の趣旨説明を登壇の上、求めます。7番。

○議員（7番 山田 秋吉君） 発議第3号地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書（案）、上記の議案を別紙のとおり、木城町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出をいたします。

提出者、山田秋吉、賛成者、木城町議会議員、堀田廣幸、木城町議会議員、中竹義一、木城町議会議員、宮崎勝正。

朗読をしていただきましたが、地球温暖化防止により確実なものとするためには、森林の整備、保全等の森林吸収源対策や豊富な自然環境が生み出す再生可能エネルギーの活用などの取り組みを、山村地域の市町村が主体的・総合的に実施することが不可欠である。

しかしながら、これら市町村では、木材価格の暴落・低迷や林業従事者の高齢化、後継者不足など厳しい情勢にあり、森林吸収源対策など地球温暖化対策に取り組むための恒久的・安定的な財源が大幅に不足している。

よって、下記事項の実現を強く求めるものであります。

二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を有する森林の整備・保全等を推進する市町村の役割

を踏まえ、「地球温暖化対策のための税」の一定割合を、森林面積に応じて譲与する「地方財源を確保・充実する仕組み」を早急に構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。

趣旨をよく理解していただき、賛成をしていただくよう、よろしくお願いいたします。

○議長（甲斐 政治） 提出者の趣旨説明が終わりました。

ただいまから、発議第3号に対する質疑、討論、採決を行います。

発議第3号地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書（案）を議題といたします。

発議第3号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

これより発議第3号に対する討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。

お諮りいたします。発議第3号地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書（案）は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） ご異議なしと認めます。したがって、発議第3号地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書（案）は、原案のとおり可決されました。

なお、地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書は、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣、環境大臣、経済産業大臣、国家戦略担当大臣、衆議院議長、参議院議長に提出したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） ご異議なしと認めます。したがって、地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書は、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣、環境大臣、経済産業大臣、国家戦略担当大臣、衆議院議長、参議院議長に提出することに決定いたしました。

日程第4. 発議第4号

○議長（甲斐 政治） 次に、日程第4、意見書の提出、発議第4号二次医療圏設定変更に関する意見書（案）が、山田秋吉君外3名から提出されております。

発議第4号二次医療圏設定変更に関する意見書（案）を議事調査係長に朗読いたさせます。

○議事調査係長（鍋倉 貴行君） 朗読いたします。

二次医療圏設定変更に関する意見書（案）。

厚生労働省は今年3月30日、各都道府県に対し、新たな医療計画を策定するよう通達を出した。

それによると、これまでの4疾病6事業から新たに精神疾患を加えた5疾病5事業及び在宅医療に係る医療提供施設相互間の機能の分担及び業務の連携を確保するための体制に関する事項を始め、医療圏の見直しについて、人口規模が20万人未満でかつ一般病床の流出患者割合が20%以上になっている二次医療圏については設定の見直しを検討することになっている。

なお、設定の見直しを検討するに当たっては、二次医療圏の面積や基幹病院までのアクセス時間等も考慮することが必要である、とも言っている。

西都児湯医療圏では人口約10万5,000人で、流出患者割合は40%を超えていることから医療審議会での検討の対象となっている。

国は、二次医療圏の設定を変更しない場合には、その考え方を明記するとともに、医療の需要状況の改善に向けた検討を行うこととしているが、現在、西都児湯地域では5疾病のうち脳卒中、糖尿病に対応し、5事業についても二次救急医療、災害医療、僻地医療に対応している。さらに今後は急性心筋梗塞にも対応できるよう、一層の充実を図ろうと計画しているところである。

万が一、西都児湯医療圏が隣接する医療圏と統合されたら病院施設は都市部に集中し、1市5町1村の総面積1,150平方キロメートルを超える広大な面積に住む住民や患者は、一番近い基幹病院に行くにも遠いところでは2時間以上もかかり、病气を持つ患者にとって体力を消耗し、心身に与える影響や経済的負担は増大する。

また、人口の減少にも拍車がかかり、県土の均衡ある発展を目指す上からも、むしろ地域医療の充実を図り、患者の流出を食いとめる努力をすべきである。

よって、県におかれては二次医療圏の設定変更を行わないよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成24年9月、木城町議会、宮崎県知事、河野俊嗣殿。

以上です。

○議長（甲斐 政治） 議事調査係長の朗読が終わりました。

発議第4号について、提出者、7番、山田秋吉君の趣旨説明を登壇の上、求めます。7番。

○議員（7番 山田 秋吉君） 発議第4号二次医療圏設定変更に関する意見書（案）、上記の議

案を別紙のとおり、木城町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

平成24年9月13日、提出者、木城町議会議員、山田秋吉、賛成者、木城町議会議員、堀田廣幸、木城町議会議員、中竹義一、木城町議会議員、宮崎勝正でございます。

意見書案については、ただいま朗読がりましたが、特に現在西都児湯地域では、5疾病のうち脳卒中、糖尿病に対応し、5事業についても二次救急医療、災害医療、僻地医療に対応している。さらに今後は急性心筋梗塞にも対応できるよう、一層の充実を図ろうと計画しているところである。

万が一、西都児湯医療圏が隣接する医療圏と統合されたら病院施設は都市部に集中し、1市5町1村の総面積1,150平方キロメートルを超える広大な面積に住む住民や患者は、一番近い基幹病院に行くにも遠いところでは2時間以上もかかり、病気を持つ患者にとって体力を消耗し、心身に与える影響や経済的負担も増大する。

また、人口の減少にも拍車がかかり、県土の均衡ある発展を目指す上からも、むしろ地域医療の充実を図り、患者の流出を食いとめる努力をすべきである。

よって、県におかれては二次医療圏の設定変更を行わないよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上です。

○議長（甲斐 政治） 提出者の趣旨説明が終わりました。

ただいまから、発議第4号に対する質疑、討論、採決を行います。

発議第4号二次医療圏設定変更に関する意見書（案）を議題といたします。

発議第4号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

これより発議第4号に対する討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。

お諮りいたします。発議第4号二次医療圏設定変更に関する意見書（案）は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） ご異議なしと認めます。したがって、発議第4号二次医療圏設定変更に関する意見書（案）は、原案のとおり可決されました。

なお、二次医療圏設定変更に関する意見書は、宮崎県知事に提出いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） ご異議なしと認めます。したがって、二次医療圏設定変更に関する意見書は、宮崎県知事に提出することに決定いたしました。

日程第5. 議員派遣の件

○議長（甲斐 政治） 日程第5、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣の件については、会議規則第120条の規定により、別紙のとおり派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） ご異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件については、別紙のとおり派遣することに決定いたしました。

なお、ただいま議決しました議員派遣の件で、後日変更等があった場合は、議長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） ご異議なしと認めます。したがって、後日変更があった場合は、議長に一任することに決定いたしました。

日程第6. 常任委員会委員長・議会運営委員会委員長・特別委員会委員長報告

○議長（甲斐 政治） 日程第6、常任委員会委員長・議会運営委員会委員長・特別委員会委員長報告を行います。

これより、登壇の上、各委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員長、山田秋吉君。7番。

○総務常任委員会委員長（山田 秋吉君） 総務常任委員会では、所管事務調査の研修を予定しております。24年10月24日から25日、26日を一応予定をしております。

行き先については、長野県塩尻市役所、東保育園。研修内容については、保育所建設において高齢者施設との併設に至った経緯について、保育所を建設してから、現在までよかった点と考慮されている点について。保育所建設について現地視察、図面等を見せていただく予定にしております。それと、園児との高齢者との交流について伺いたいというふうに考えております。

2日目ですが、長野県飯田市役所に伺います。研修内容については、災害時相互応援協定について、整備までの経緯と協定内容、ここは熊本県と災害協定を結んでいるということで、遠距離

の協定ですので、うちも毛呂山町と協定を結んでおりますので、その件について協定内容について勉強したいと、こういうふうに思います。

それから、健康増進の取り組みについて、内容の課題、他の課との連携。長野県は減塩運動が盛んにやられて、全国で2番目ぐらいの医療費がかかってない地域でありますので、ここ辺も含めて勉強したいということでもあります。

3日目が、愛知県安城市役所、これさくら保育園。研修内容については、保育所建設において高齢者施設との併設に至った経緯について、保育所建設において配慮された点、保育所の建設について現地視察と図面等を見せていただきます。園児と高齢者の交流についてということで、3日間の政務調査を予定しております。

以上です。

○議長（甲斐 政治） 次に、産業建設常任委員長、税田輝房君。5番。

○産業建設常任委員会委員長（税田 輝房君） 産業建設常任委員会におきましては、所管事務調査を今検討中でございます。

以上です。

○議長（甲斐 政治） 次に、議会運営委員長、宮崎勝正君。8番。

○議会運営委員会委員長（宮崎 勝正君） 議会運営委員会といたしましては、特段ございません。

○議長（甲斐 政治） 次に、議会広報編集特別委員長、中竹義一君。9番。

○議会広報編集特別委員会委員長（中竹 義一君） 報告します。

本日をもって議会は終了しますので、木城町議会だよりの編集を1日、5日、9日、12日、15日の日程で行います。1日までに委員長報告をお願いします。5日までに今回一般質問された方の原稿を締め切りたいと思いますので、よろしくをお願いします。

それと、今月の9月24日、25日、月曜、火曜をもって議会広報編集委員会の研修会を行いたいと思っております。熊本県阿蘇郡高森町議会、熊本県上益城郡益城町議会。

議長、以上でございます。

○議長（甲斐 政治） 以上で、各委員長の報告が終わりました。

日程第7. 各委員会の閉会中の調査

○議長（甲斐 政治） 日程第7、各委員会の閉会中の調査を議題といたします。

会議規則第74条の規定により、議会運営委員会から議会の運営に関する事項、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項、議長の諮問に関する事項及び次期定例会、臨時会に係る事項について、各常任委員長から所管事務の調査について、議会広報編集特別委員長から議会広報の編集、調査等に関することについて、閉会中の調査の申し出があります。

お諮りいたします。議会運営委員長、各常任委員長、議会広報編集特別委員長から申し出のとおり、閉会中の調査を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） ご異議なしと認めます。したがって、議会運営委員長、各常任委員長、議会広報編集特別委員長から申し出のとおり、閉会中の調査を認めることに決定いたしました。

○議長（甲斐 政治） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

去る9月7日に開会されて以来、本日までの8日間にわたり慎重にご審議をいただき、また執行部におかれましても特段のご協力をいただき、予定会期内に終了できたことを厚くお礼申し上げます。

これで、平成24年第4回木城町議会定例会を閉会いたします。

ここで、町長から発言を求められておりますので、これを許します。町長。

○町長（田口 晃史君） 一言お礼を申し上げます。

第4回定例議会でございますが、8日間に及ぶ議案の審議、大変お疲れさまでございました。上程いたしました16議案、全て可決、また認定、同意をいただきまして、心から厚くお礼を申し上げます。

なお、この議会に当たりまして、初日の開会前に副町長からもおわびを申し上げましたが、また先ほど決算特別委員長のほうからもご指摘があったところでありますが、議案の訂正等、いろいろ不備な点がございまして、私からも深くおわびを申し上げますとともに、今後このようなことのないように十分チェック機能を働かせてまいりたいと、そのように考えておりますので、ご理解を賜わりたいと思います。

また、今議会に上程いたしました一般会計（第2号）でございますが、事業等も計上をいたしておりますので、この執行に当たっては遺憾のないよう、スピード感をもって取り扱っていきたいと、そのように指導してまいりたいと考えておりますので、議員各位の一層のご指導、ご支援を賜われればありがたいと、そのように思っております。

なお、当面します諸行事につきましては、お手元に配付してございますので、お繰り合わせいろいろとご理解を賜わり、ご出席をいただければ大変ありがたいと思います。本当にありがとうございました。

○議長（甲斐 政治） 議員の皆さんは、控室のほうにお願いいたします。

○事務局長（中村 宏規君） 皆様、ご起立ください。一同、礼。ご苦労さまでした。

午前9時57分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員